

平成21年 第2回定例会  
予算決算常任委員会 政策総務分科会 提出資料

◎議案事項

- 1 議案第15号  
平成21年度三重県一般会計補正予算（第10号）について . . . . . 1
- 2 議案第31号  
三重県県税条例の一部を改正する条例案について . . . . . 2

◎所管事項

- 1 市場公募債の発行に伴う条例改正等について . . . . . 7

平成21年12月11日  
総 務 部

◎議案事項

議案第15号

平成21年度三重県一般会計補正予算（第10号）について  
（県税収入補正予算について）

平成21年度の県税収入については、現計予算より個人県民税で6億5,000万円、地方消費税で22億1,800万円の増額が見込まれるものの、法人二税で企業収益の悪化により15億6,100万円、軽油引取税で物流の減少による消費量の減により16億4,300万円、その他、不動産取得税で9億9,200万円、自動車取得税で8億1,700万円の減額を見込んでいます。

この結果、補正後予算額は2,088億2,000万円となり、現計予算額に対して、1.0%減で21億4,500万円の減額となります。

（単位：百万円、%）

税目 \ 事項	現計 予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 予算額 (C)	対現計 予算額 (C)/(A)	前年度 決算比	補正理由
個人県民税	66,572	650	67,222	101.0	99.1	個人所得の増
法人県民税	7,091	△339	6,752	95.2	54.3	企業収益の悪化による減
法人事業税	30,686	△1,222	29,464	96.0	39.4	企業収益の悪化による減
地方消費税	33,001	2,218	35,219	106.7	101.4	輸出の減に伴う還付額 (控除額)の減による譲 渡割の増
不動産取得税	6,127	△992	5,135	83.8	67.7	不動産取引の減
自動車取得税	4,939	△817	4,122	83.5	56.8	エコカー減税による課税 台数の減
軽油引取税	23,078	△1,643	21,435	92.9	96.5	物流の減少による軽油消 費量の減
その他の税	39,471	0	39,471	100.0	97.1	
県税計	210,965	△2,145	208,820	99.0	78.1	
地方消費税清算金	36,422	△2,380	34,042	93.5	106.0	輸入の減による全国の貨 物割の税収減
譲与税計	15,131	0	15,131	100.0	444.0	
合計	262,518	△4,525	257,993	98.3	85.2	

法人二税	37,777	△1,561	36,216	95.9	41.6	
法人二税 + 地方法人特別譲与税	49,448	△1,561	47,887	96.8	55.0	

## 三重県県税条例の一部を改正する条例案について

### 1 条例の概要

地方税法には、財政上その他の必要がある場合には地方公共団体が通常採用すべき税率である「標準税率」を超える税率により課税することができる旨規定されています。

三重県においてもこれに基づき、法人県民税の法人税割について標準税率を超える税率により課税し、その税収を三重県福祉基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金及び三重県環境保全基金に充当し、その基金を通じて事業を実施しています。

### 2 改正理由

県財政が厳しい状況の中、中小企業対策をはじめ超過課税の財源を必要とする事業が多く見込まれることから、超過課税制度の継続に向け必要な改正を行います。

### 3 改正内容

法人県民税の法人税割の税率について、5.8パーセントとする特例措置の適用期限を現行の平成22年12月31日から平成27年12月31日まで5年間延長します。

### 4 施行期日

公布の日から施行

### 5 その他

#### (1) 現行の超過課税の内容

税率	5.8% (県税条例附則第13条:0.8%が超過課税相当分) ※ 標準税率は5.0% (県税条例第31条、地方税法第51条)
対象法人	①資本金額(出資金額)が1億円を超える法人 ②法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社 ※ 資本金の額などの一定の基準を満たす中小法人については、標準税率(5.0%)を適用(県税条例附則第14条)
適用期間	昭和51年1月1日から平成22年12月31日までの間に終了する事業年度分

#### (2) 超過課税の税収額

(単位:百万円)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
法人県民税(法人税割)	10,093	12,045	12,976	13,508	10,535	5,180 (4,925)
うち超過課税	1,305	1,554	1,717	1,751	1,373	678 (646)

※ 平成20年度までは決算額。

平成21年度は現計予算額。下段括弧内は12月補正予算を反映した数値。

(3) これまでの超過課税の使途と成果

基金名 (配分率)	主な成果 (過去5年間(H16~H20))		
	成果の概要	主な事業と基金からの繰入額	具体的な成果
三重県福祉基金 (35%)	高齢者・障がい者等の支援、次世代育成支援。医師確保対策など保健福祉の向上を図ることができました。	高齢者等福祉施設利子補給補助金 (H16~20:712,924千円)	施設整備に伴う借入金の償還利子に対しその一部を補助した件数:690 法人
		障がい者居住支援事業費 (H19~20:245,449千円)	施設整備等に対し補助した施設数:33 箇所
		医師確保対策事業費(新医師修学資金) (H20:83,562千円)	修学資金貸与者(H20):61 人
三重県中小企業振興基金 (30%)	中小企業者の資金調達の円滑化や経営支援など県内中小企業や小規模事業者の振興などを図ることができました。	中小企業金融対策事業費 (H16~20:1,783,263千円)	融資残高 H15:670億円 → H20:1,677億円
		小規模事業者等支援事業費補助金 (H16~20:115,620千円)	職員1人当たり巡回・指導件数 H15:343件→H20:608件 専門家活用件数、H15:46件→H20:406件
		みえ新産業創造2号ファンド設立支援事業費 (H18:150,253千円)	平成18年ファンド組成(10億円) 平成20年度までの投資企業8社
三重県体育スポーツ振興基金 (25%)	トップアスリートの養成など県内選手の育成・強化や県営鈴鹿スポーツガーデン等の整備・充実を図ることができました。	トップアスリート養成事業費 (H19~20:110,261千円)	全国大会における入賞数 H18:76件→H20:81件
		競技力向上特別事業費 (H17~20:121,582千円)	国体順位 H16:44位 H17:36位 H18:35位 H19:37位 H20:40位
		県営鈴鹿スポーツガーデン事業費 (H16~20:691,237千円)	体育館やクライミングウォールの新設により中核的施設として機能。
三重県環境保全基金 (10%)	「ごみゼロ社会」の実現や普及啓発などにより廃棄物の適正な処理の推進を図ることができました。	「ごみゼロ社会」実現推進事業費 (H19~20:16,897千円)	ごみゼロ社会の実現に向けて啓発・情報発信等を実施。 レジ袋有料化:H20年度末19市町
		資源循環型処理施設整備費等補助金 (H17~20:338,779千円)	施設整備に対し補助した施設数:17 施設
		ダイオキシン緊急対策施設整備事業補助金 (H19~20:99,365千円)	ダイオキシン対策に対し補助した施設:9 施設

(4) 今後の活用の見込み

基金名	今後の5年間の見込み(H21~H25)		今後5年間の 所要見込額 (主な事業のみ) 約60億円+ $\alpha$ + $\beta$
	主な事業	基金からの繰入額(見込み)	
三重県福祉基金	医師確保対策事業費(医師修学資金)	約9億円	
	次世代育成特別保育補助金	約4億円	
	障がい者居住支援事業費	約4億円	
	高齢者等福祉施設利子補給補助金	約2億円	
三重県中小企業振興基金	中小企業金融対策事業費	約20億円	
	小規模事業等支援事業費補助金	約2億円	
	中小企業支援センター事業費	約5億円	
三重県体育スポーツ振興基金	トップアスリート養成事業費	約4億円	
	競技力向上特別事業費	約2億円	
	県営総合競技場施設整備費	約3億円	
	県営鈴鹿スポーツガーデン施設整備費	約2億円	
	全国体育スポーツ大会関係経費	未定( $\alpha$ 億円)	
三重県環境保全基金	ごみゼロ社会実現推進事業費	約1億円	
	PCB廃棄物処理基金支出金	約1億円	
	小規模事業所向けEMS導入事業費	約0.5億円	
	認定リサイクル製品普及等事業費	約0.4億円	
	地球温暖化対策関係経費	未定( $\beta$ 億円)	

(5) 今後の基金残高の見込み

基金名	H20年度末残高 (A)	今後5年間の 積立見込額 (B)	5年間の活用可能 財源総額(見込) (A)+(B)	今後5年間の 所要見込額
三重県福祉基金	4.7億円	約30~40億円 (今後、超過課税の税収が 6~7億円で推移するもの と仮定)	約60~70億円	60億円を上回る
三重県中小企業振興基金	16.6億円			
三重県体育スポーツ振興基金	6.5億円			
三重県環境保全基金	1.9億円			
合計	約30億円			

(参考) 法人県民税超過課税の活用実績一覧 (平成16年度～平成20年度)

◎三重県福祉基金 (単位:百万円)						
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
積立額	499	430	704	706	451	2,790
取崩額	312	318	523	693	835	2,681
基金残高	544	656	837	850	466	
実施した主な事業(再掲)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等福祉施設整備利子補給補助金(H16～20:712,924千円)</li> <li>・障がい者居住支援事業(H19～20:245,449千円)</li> <li>・医師確保対策事業費(H20:83,562千円)</li> </ul>						

◎三重県中小企業振興基金 (単位:百万円)						
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
積立額	598	708	1,194	734	475	3,709
取崩額	450	548	863	741	737	3,339
基金残高	1,436	1,596	1,927	1,920	1,658	
実施した主な事業(再掲)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業金融対策事業費(H16～20:1,783,263千円)</li> <li>・小規模事業者等支援事業費補助金(H16～20:115,620千円)</li> <li>・みえ新産業創造2号ファンド設立支援事業費(H18:150,253千円)</li> </ul>						

◎三重県体育スポーツ振興基金 (単位:百万円)						
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
積立額	357	308	505	505	322	1,997
取崩額	236	274	860	339	357	2,066
基金残高	844	878	523	688	653	
実施した主な事業(再掲)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップアスリート養成事業費(H19～20:110,261千円)</li> <li>・競技力向上特別事業費(H17～20:121,582千円)</li> <li>・県営鈴鹿スポーツガーデン事業費(H16～20:691,237千円)</li> </ul>						

◎三重県環境保全基金 (単位:百万円)						
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
積立額	142	123	201	201	136	803
取崩額	51	110	134	179	176	650
基金残高	131	144	211	234	194	
実施した主な事業(再掲)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみゼロ社会」実現推進事業費(H19～20:16,897千円)</li> <li>・資源循環型処理施設整備費等補助金(H17～20:338,779千円)</li> <li>・ダイオキシン緊急対策施設整備事業補助金(H19～20:99,365千円)</li> </ul>						

◎4基金の合計						(単位:百万円)
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
積立額	1,596	1,569	2,604	2,146	1,384	9,299
取崩額	1,049	1,250	2,380	1,952	2,105	8,736
基金残高	2,955	3,274	3,498	3,692	2,971	

※ 基金の積立額等は百万円単位で、四捨五入した関係上、合計が合わない場合があります。

※ 各年度の数値は決算額です。

## ◎所管事項

### 1 市場公募債の発行に伴う条例改正等について

<三重県特別会計条例及び三重県県債管理基金条例の一部改正案の概要>

#### 1 条例改正案の概要

市場公募債の導入に伴い、公債費に関する経理の明確化を図るため、「三重県 県債管理特別会計」を新設します。このため、既存の「三重県特別会計条例」及び「三重県 県債管理基金条例」の2つの条例について、規定の整備等所要の改正を行う必要がありますので、平成22年第1回定例会に「三重県特別会計条例及び三重県 県債管理基金条例の一部を改正する条例案」を提出します。

##### (1)「三重県特別会計条例」の一部改正の概要

ア 県の特別会計に「三重県 県債管理特別会計」（以下「県債管理特別会計」という。）を新設します。

これを受け、これまで一般会計で経理していた一般会計に係る公債費については、新設する県債管理特別会計に移管して経理します。（別紙1参照）

イ 県債管理特別会計の歳入歳出は次のとおりとします。

【歳入】 一般会計繰入金、県債管理基金繰入金、借入金（借換債）、諸収入

【歳出】 償還金及び利子、県債管理基金積立金、諸支出金

##### (2)「三重県 県債管理基金条例」の一部改正の概要

ア 「三重県 県債管理基金」への積立て及び取崩しを、県債管理特別会計において経理します。

イ 市場公募債（満期一括償還県債）の満期到来時に償還する財源を確保しておくため、償還財源を30年かけて基金に積み立てます。

#### 2 予算措置

##### (1) 平成22年度当初予算歳出要求額

1,059億5,708万円（県債管理特別会計）

（内訳）

・元金償還金	863億4,228万5千円
・利子償還金	189億4,101万7千円
・基金積立金	6億6,666万7千円
・手数料等	711万1千円

なお、当該予算要求額は、これまで一般会計で支出していたものを新設する県債管理特別会計に付け替えるものであり、歳出が新たに増えるわけではありません。



## (2) 債務負担行為の設定

ア 他の地方公共団体と共同で発行する「共同発行市場公募債」を発行する場合は、投資家に対して債務償還の信頼性を高め、発行金利を抑制するために、他の地方公共団体が発行する分についても連帯債務を負うルールになっています。

なお、この連帯債務に係る債務負担行為の限度額は、共同発行の総額から本県の発行額を除いた額及びこれに対する利子相当額となります。

### 【昨年度発行した団体の債務負担行為の設定例】

「共同発行団体による共同発行の総額 1 兆 3,360 億円から〇〇県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額」

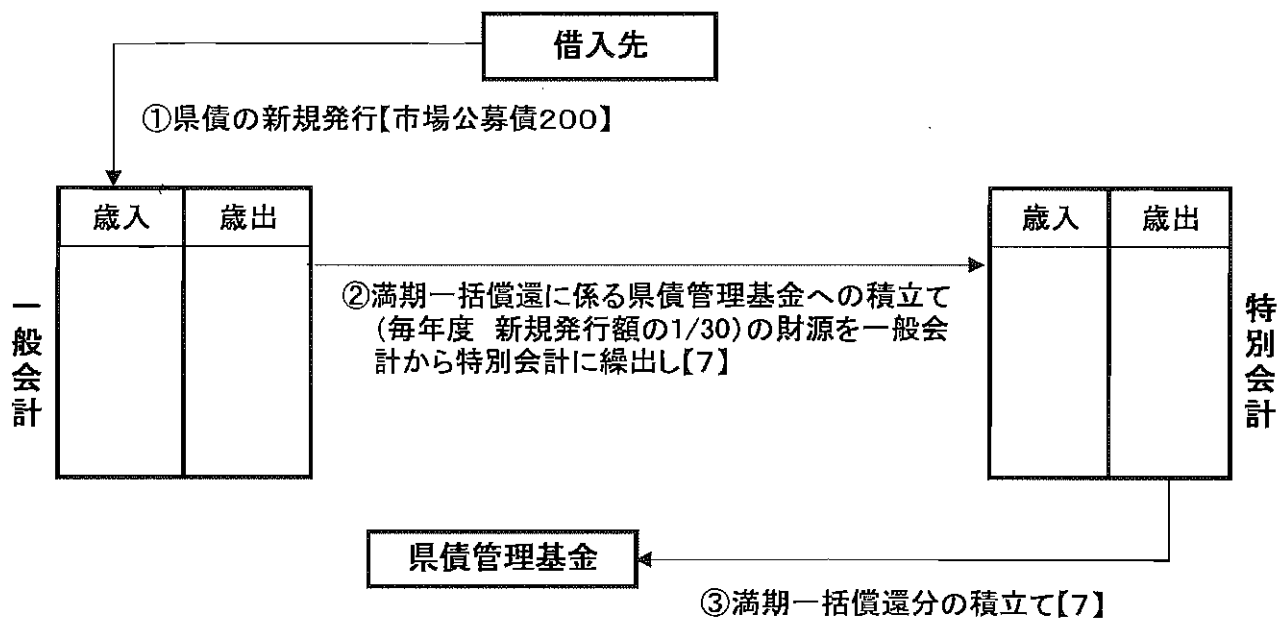
イ 一方、共同発行団体同士の間では、自己調達に係る額を他の団体に負担させないことを担保するため、各団体連名で、自己調達分の履行を確実に果たす旨を明記した「地方債の共同発行に関する協定書」を毎年度当初に締結しています。

この協定書により、共同発行市場公募債に係る他県の債務負担は、現実には将来の本県の負担にはならないため、法律上も地方財政健全化法の「将来負担比率」には算入されません。

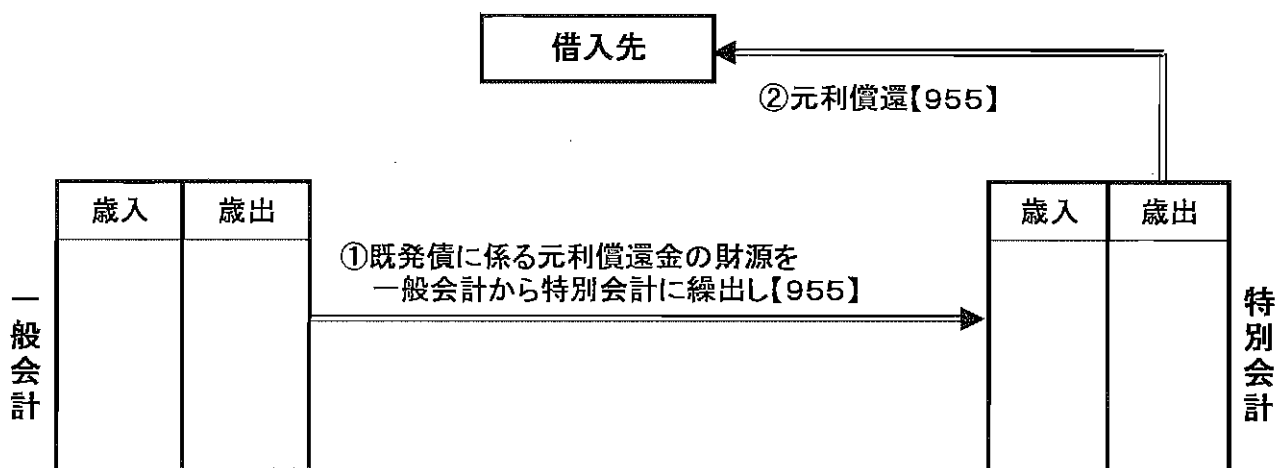
県債の種類別 資金フロー図(平成22年度当初予算)

(単位:億円)

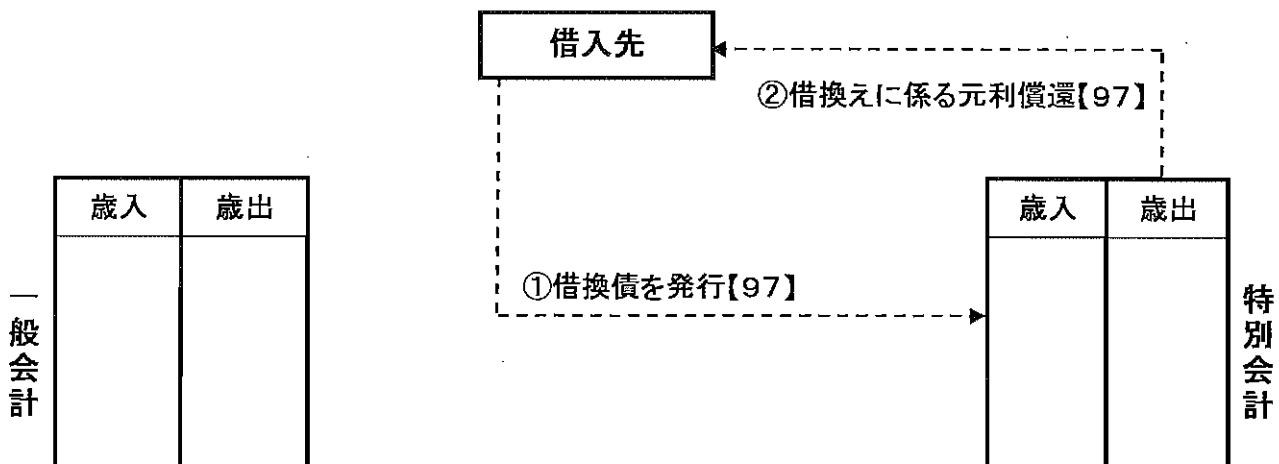
1. 新発債(新規発行の県債)に係る資金フロー



2. 既発債に係る資金フロー

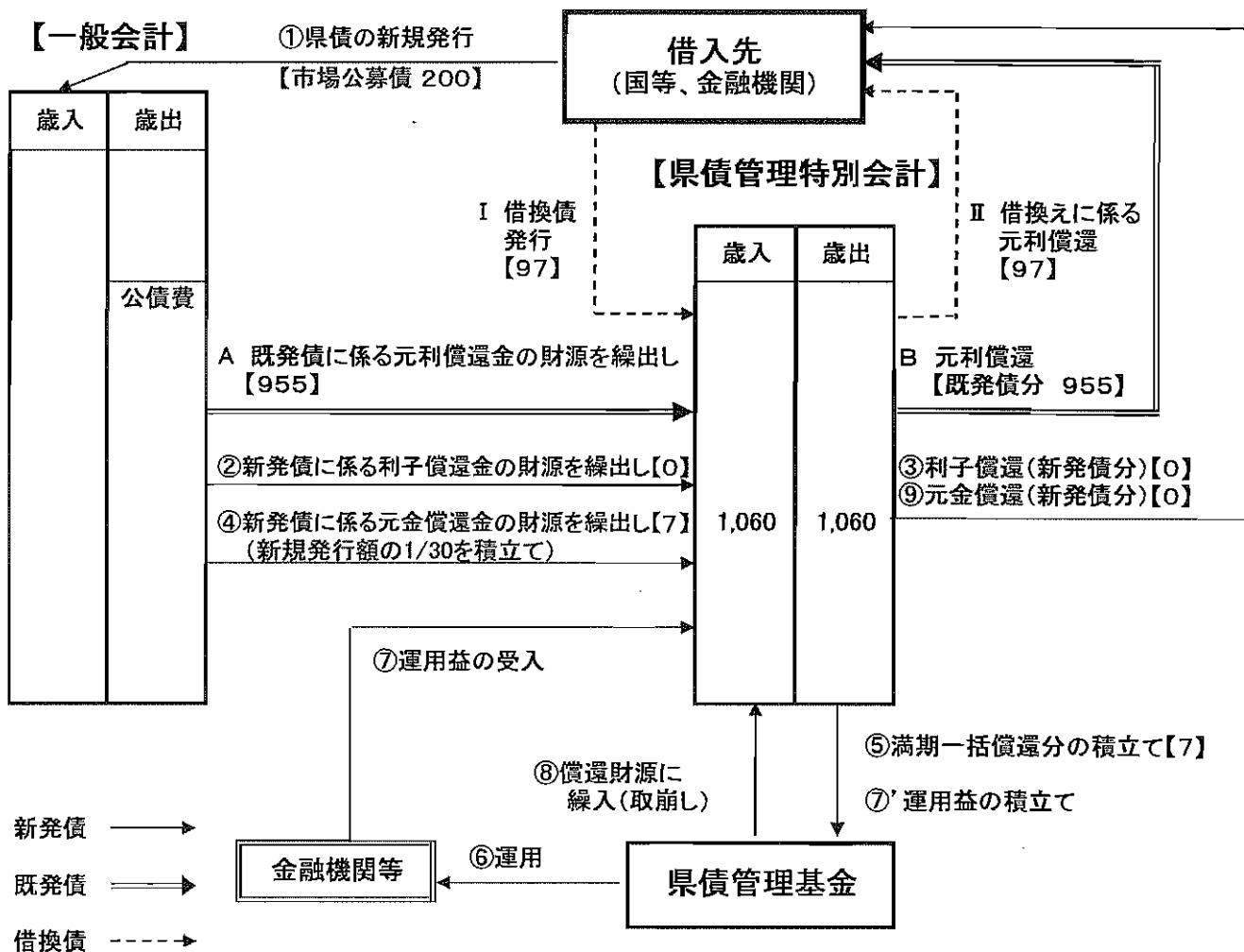


3. 借換債に係る資金フロー



三重県県債管理特別会計の資金フロー(総括)

【22年度予算 単位:億円】



- ① 新発債は、一般会計に直入(一般会計の普通建設事業の財源を地方債とするため)。  
 ② 新発債に係る利子償還金の財源を一般会計から県債管理特別会計に繰出し。  
 ③ 新発債に係る利子償還。  
 ④ 満期一括償還に備えるため、県債の新規発行額の1/30を県債管理基金に積み立てる。一般会計から県債管理特別会計に財源を繰出し。  
 ⑤ 満期一括償還分の財源として、新規発行額の1/30を積立て。  
 ⑥ 積み立てた基金を中長期の国債で資金運用。  
 ⑦ 基金の運用益は県債管理特別会計で受け入れるとともに、同額を基金に積立て。  
 ⑧ 新発債の満期一括償還時に、積み立てた基金を取崩して、償還財源に充当。  
 ⑨ 新発債に係る元金償還。

- 既発債 A 既発債に係る元利償還金の財源を繰出し。  
 B 既発債に係る元利償還。

- 借換債 I 借換債は、県債管理特別会計で受入。  
 II 借換えに係る元利償還。